

## 災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針について

### 1 趣旨

災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名公表については、公表の考え方を明示しておくことで、迅速かつ的確な災害対応に資するため、県が公表する際の方針を整理するもの。

### 2 公表方針

#### ○ 安否不明者・行方不明者の氏名公表

以下の全てに該当する場合に、県個人情報保護条例第7条第2項第4号「人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるとき」に該当するものとして氏名を公表し、早期の安否確認につなげる。

- ①氏名を公表することで救出・救助活動の円滑化・迅速化に資すると見込まれること。
- ②市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置(※)されていないこと。

※ ストーカーやDVの被害者など、所在情報を秘匿する必要がある方を保護するための措置

#### ○ 死者の氏名公表

県個人情報保護条例上の適用除外には該当しないが、プライバシーや遺族の心情への配慮も踏まえ、以下の全てに該当する場合に、氏名を公表する。

- ①死亡の事実及び身元情報が確定していること
- ②市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。
- ③（死者に遺族がいる場合）遺族の同意があること。

#### ○ ただし、災害の状況や被災者の事情等はその都度異なるため、**実際の公表にあっては、関係市町村の意向、県警察との調整等を総合的に勘案し、災害の態様等に応じて、個別に判断の上公表**する。

#### 【参考：用語の定義】

- ・ 安否不明者：当人と連絡が取れず安否がわからない者
- ・ 行方不明者：災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
- ・ 死者：災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者